

税のオピニオンリーダー
それが経営者の団体「法人会」です。

法人とこそざわ

H O U J I N T O K O R O Z A W A

No.

180

2025年 夏号



三ヶ島のひまわり畑

所沢市三ヶ島・北野・小手指エリアの地域を活性化
するため地元の若手経営者を中心に4,500㎡の広大な
土地に2万本のひまわり畑が作られています。

今年の見ごろは8月中旬です。

●写真提供：一般社団法人 所沢市まちづくり観光協会

2025年夏号目次

税務署だより	2～3
県税からのお知らせ／雑談雑学の庭	4～5
税制改正アンケート	6～9
第13回定期総会報告／定期総会記念公開講演会	10～11
法人会活動報告	12
新会員ご紹介／間違い探し	13
いちごプロジェクト	14～15



一般社団法人 所沢法人会

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/tokorozawa/>

税務署だより

令和7年度税制改正における 所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年12月に行う年末調整から適用されることとなります。

主な改正事項

源泉所得税に関する主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 基礎控除の見直し
- (2) 給与所得控除の見直し
- (3) 特定親族特別控除の創設
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正

詳しくは、国税庁はホームページをご参照ください。

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



給与の源泉徴収事務

本改正により、年末調整事務など令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

なお、令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。

令和7年		令和8年
11月まで 変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など、年末調整の際に注意 してください。	令和8年1月以降 ・扶養控除等申告書の 記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

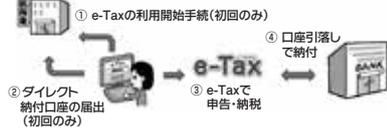
安全・便利!

国税のキャッシュレス納付手続一覧

☆☆詳しくは、各QRコードからアクセス☆☆

ダイレクト納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。



〈便利に利用できる方〉

- ・源泉所得税を納めている方(源泉徴収義務者)など、頻繁に納付手続をされる方
- ・納付日を指定されたい方
- ・確定申告前に見込み額をあらかじめ納付されたい方(ダイレクト予約)

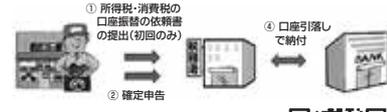


おすすめ!

・ダイレクト納付・振替納税について個人の方はe-Tax(Web版)を利用することでオンラインで申込みできます。

振替納税

振替納付の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。



〈便利に利用できる方〉

- ・申告所得税や消費税(個人)の確定申告書を毎年提出する必要のある方



おすすめ!

インターネットバンキング

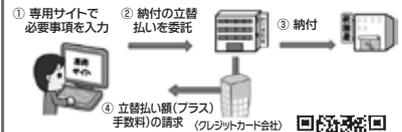


〈便利に利用できる方〉

- ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方
- ・源泉所得税を納めている方(源泉徴収義務者)など、頻繁に納付手続をされる方



クレジットカード納付



〈便利に利用できる方〉

- ・クレジットカードを利用されている方

※納付額に応じた決済手数料がかかります。



スマホアプリ納付

6つのPay払いから納付手続ができます。



〈便利に利用できる方〉

- ・上記のアプリを利用されている方
- ・金融機関等が近隣にない方
- ・平日の日中午に時間のとれない方



※アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能となります。

ダイレクト納付、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付で

源泉所得税(徴収高計算書データ)の納付手続の流れ

(e-Taxソフト(Web版)を利用した場合)

◎ 手続の流れ

e-Tax

- 1 e-Taxソフト(Web版)へアクセスし、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収高計算書データを作成・送信
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、納付方法を選択

各納付手続での納付

- 3 ダイレクト納付、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付の方法で納付手続を行う

e-Tax

- 4 メッセージボックスで納付完了通知を確認

税 関東信越国税局・税務署

手続の詳細のほか、税に関する情報については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※「QRコード」は、株式会社アンソウェアの登録商標です。

国税庁

検索

源泉所得税・法人税・消費税を納税される方へ (おすすめ! ダイレクト納付)

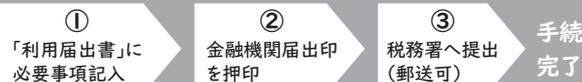
納税手続で こんなお悩みありませんか?

- ◆ うっかり納付期限を過ぎてしまい、延滞税がかかったらどうしよう…
- ◆ 源泉所得税の納付の都度、金融機関等窓口へ行くのが面倒だなあ
- ◆ 窓口が混雑していてイライラするし、待ち時間もつらいなあ

これらお悩みは 自動ダイレクト納付 で一気に解決! (法定納期限に口座引落し)

- 法定納期限に「口座引落し」が可能で、うっかりや延滞税の心配がなく安心
- 窓口へ行く、窓口で待つなどの手間や時間がかからず楽々
- 手数料もかからず、一度の手続で毎回ずーっと安心

ご利用手続はカンタンこれだけ!



あとは、e-Tax申告の都度送信画面に表示される「自動ダイレクトを利用する」にチェックを入れるだけ。

(注)書面申告では、「自動ダイレクト」をご利用になれません。

※個人の方は、Web手続も可能! 詳しくは「国税振替納税オンライン」で検索!

申告所得税・消費税を納税される方へ (おすすめ! 振替納税)

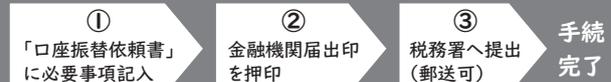
納税手続で こんなお悩みありませんか?

- ◆ うっかり納付期限を過ぎてしまい、延滞税がかかったらどうしよう…
- ◆ 金融機関等の窓口へ行くのが面倒だなあ
- ◆ 窓口が混雑していてイライラするし、待ち時間もつらいなあ

これらお悩みは 振替納税 で一気に解決! (期日に口座引落し)

- 期日に「口座引落し」で、うっかりや延滞税の心配がなく安心
- 窓口へ行く、窓口で待つなどの手間や時間がかからず楽々
- 手数料もかからず、一度の手続で毎年ずーっと安心

ご利用手続はカンタンこれだけ!



※ Web手続も可能!

詳しくは「国税振替納税オンライン」で検索!

県税からのお知らせ

事業主の皆様へ 埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです。

個人住民税は給与からの特別徴収が“義務”付けられています！

- 特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、簡単・便利なeLTAXをぜひ御利用ください。



- 従業員の退職等があった場合は、必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。
- なお、従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合の未徴収税額は次のとおり、一括徴収・納入をお願いします。

※6～12月の間に退職

…従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※1～4月の間に退職

…従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入



【お問い合わせ】

従業員の方がお住まいの市担当課にお問い合わせください。埼玉県総務部個人県民税対策課 048-830-2647

インターネットでカンタン申告・納税！

地方税のポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」をご利用いただくと、窓口に出かけることなくオフィスや自宅から、法人県民税・法人事業税の申告・納税ができます。

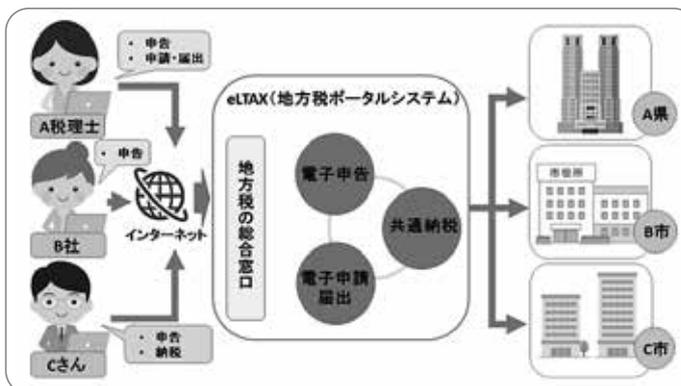
簡単に申告書を作成することができる作成支援機能により、税務ソフトウェアとの連携も可能です（eLTAX 対応ソフトに限ります）。

また、電子申告に引き続いて、申告データをもとに納付情報を発行して、「地方税共通納税システム」により、一度の手続で全ての地方公共団体に対して電子納税をすることができます。

法人県民税・法人事業税に関するその他の申請書等の提出や、個人住民税の特別徴収分に関する報告書等の提出・電子納税など、eLTAX できる地方税の手続は広がっています。

ますます便利になっていくシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続など詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※平成30年度税制改正により、大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。



【お問合せ先】

eLTAX（エルタックス）ヘルプデスク（電話 0570-081459（ハイシンコク））

※上記の電話番号でつながらない場合（電話 03-5521-0019）

各県税事務所又は県税務課（TEL 048-830-2657 FAX 048-830-4737）

8月は個人事業税第1期分の納期です。

8月は個人事業税第1期分の納期です。8月初めに納税通知書をお送りしますので、忘れずに納税してください。個人事業税は、スマートフォン決済アプリ（りそなグループアプリ、PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ、PayB、ファミペイなど）から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付や、金融機関・コンビニエンスストアなどでの納付も可能です。

なお、自動車税事務所の4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）の窓口では納付はできません。スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイトや、コンビニエンスストアでの納付などをご利用ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で！

個人事業税の納税には、口座振替がご利用いただけます。口座振替を利用されますと、納期最終日に金融機関が自動的に振替納税いたしますので、納期の都度納税に出向く手間も省け、うっかり納税を忘れるといった心配もありません。お申込みは、納税通知書に同封されているハガキで簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。

なお、8月末までにお申込みをされた方は、第2期（11月が納期）分から口座振替をすることができます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課（電話048・830・2664）へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税（URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>）」をご覧ください。



雑談・雑字の庭

●水田風景はいまやトレンド？

令和7年度米の収穫期となった。今年例年になく取れる「コメ」に注目が集まるだろう。というのは、石破首相をして「国難（II国の危機）」と言わしめた「令和のコメ騒動」によるもの。高くなったコメの値段も「コメ大臣」と自ら名乗った小泉農水相の諸策により、このところ下がり始めてはいる。

一連の報道で、日本人は1日約2万トンのコメを食べると知った。20万トンの備蓄米も10日で食べつくす。「こりゃうかうかしてられない」と焦った。どうしてだろう？

「初めチヨロチヨロ 中パッパ 赤子泣いても蓋とるな」といった、ご飯をおいしく炊くための言い習わしはよく知られている。炊き立てのご飯はおいしい。

こんな話を聞いた。大店（おおだな）で奉公する丁稚（でっち）たちには、食事時に炊き立てのご飯を出したという。丁稚を思う気持ちからではない。彼らの食事の間は短い。熱々のご飯で「あちあち！」やっているうちに「仕事に戻れ！」となる。食べ盛りの丁稚たちに、多く食べられなくなる悪知恵だ。旦那、番頭たちは後でゆっくり食べようというわけ。やるねー。

さあ、そんな注目を浴びた「新米」に付く値段はどうだ。騒動は続くのか？

フリーランスライター 藤木順平

筆 者 紹 介

藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

令和8年度税制改正アンケートにご協力をいただき ありがとうございました

埼玉県法人会連合会では、国の税制改正に会員の皆様と一般の皆様からのご意見を募っています。今年度から、より多くの会員の皆様のご意見を反映させるため、税制アンケート調査の内容を、税制委員・役員用と全会員用とも全12問に統一して実施いたしました。全会員39,294名を対象とし、延べ1,578名(回答率4.0%)から回答を頂きました。うち税制委員・役員の皆様940名からは824名(回答率87.7%)の回答を頂きました。アンケートにご協力くださいました皆様方に、深く感謝申し上げます。

アンケートの集計結果に基づき、会員の皆様の貴重なご意見を反映させて令和8年度税制改正要望事項を以下の通りまとめました。

令和7年6月13日

埼玉県法人会連合会 会長 池田 一義
税制委員長 川合 良平

令和8年度税制改正要望事項

<総論>

最近の世界経済は、底堅い成長を維持している。4月以降、世界を揺るがしてきた「トランプ関税」については、状況に変化はあるものの、足元では米国と各国・地域との交渉が進展する段階に入ってきた。今後の世界経済は、各国・地域の対米通商交渉による、10%のベースライン関税の定着や品目別関税の予定など、広範囲の関税引き上げが世界経済のマイナス要因として徐々に効いてくる可能性が高く、安定した回復軌道は見通しにくくなっている。

一方、我が国経済は、緩やかな持ち直しが続いているものの、個人消費においては食料品の価格高騰などから回復ペースが減速している。先行きは、春闘での高水準の賃上げ継続や物価上昇率の鈍化に伴い、個人消費は底堅く推移する見込みながら、「トランプ関税」の動向や地政学リスクの高まりなど、それらが国内外の経済活動に及ぼす影響に引き続き警戒が必要である。

このような中で、政府は「骨太方針2025」の取りまとめに向け、「令和の日本列島改造」と位置付けて地方創生を推進するとともに、全ての世代の現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」の実現に向けた取組の方向性を明らかにしていく、としている。

令和7年度予算の一般会計総額は1兆1,978億円、前年度の1兆1,400億円を上回って過去最大となった。全体の3分の1を占める「社会保障費」においても約3,800億円と過去最大になり、高齢化に伴う医療費や年金費用の増加、子育て支援対策等がそれに含まれている。「防衛関係費」は2027年度までの5年間で抜本的強化を目指す中、約7,000億円増加して8兆6,691億円となり、国債の償還や利払いに充てる「国債費」は約1兆円増加して2兆8,179億円と、こちらも過去最大となった。

一方、令和6年度末の国及び地方の長期債務残高は、約1,315兆円(対GDP比約214%)と見込まれ、歳入・歳出の一体的改革の徹底が必要である。とりわけ2025年問題(第一次ベビーブームに生まれた団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となり、日本が超高齢化社会になることに付随して起こる問題)を迎え、医療と介護の大幅な給付増が見込まれることから、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

また、昨年3月に日本銀行はマイナス金利政策を解除し17年振りの利上げを行い、今年1月まで段階的に実施された引上げにより政策金利は0.5%となった。しかしながら、政府が「デフレ脱却宣言」を打ち出すには至っておらず、日本の潜在成長力の低さにより、今後も金利の上昇幅は限定され低金利環境は続き各国との金利差は縮小せず、米国の政策変更の影響は受けるものの、今後も円安傾向は続くと考えられる。金融緩和の中長期的な副作用として、低金利と低生産性の畏、財政規律の弛緩等が挙げられる。今後、物価と賃金の循環的な上昇が加速する局面では政府と日銀の政策連携が一層重要となってくる。

<要望事項>

1. 中小企業支援策の拡充・強化を要望する

我が国経済は、社会経済活動の正常化や、高水準の賃金引上げ継続等により緩やかな持ち直しが続いている中、特に中小企業の大きな課題である、深刻な人手不足や、デジタルトランスフォーメーション(DX)に向けて必要な設備投資を行うなどの環境変化に対応していくためには、内部留保の充実や中小企業の事業規模に則した制度の設計など、経営活性化に資する税制支援措置の拡充が必要である。

引き続き、地域の中小企業も含めた「構造的な賃上げ」などに繋げるための税制支援措置や、人件費や仕入価格の上昇分について「価格転嫁」を促進する税制支援措置の拡充、投資促進税制やデジタルトランスフォーメーション(DX)を含めた設備投資支援措置の拡充が必要である。そのうえで近年示してきた、法人税軽減税率の特例の本則化並びに昭和56年以来800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額の引上げ(少なくとも1,600万円程度)を強く要望する。

2. 財政健全化に向けた歳入・歳出の一体的改革への取組強化を要望する

令和6年度末の、国と地方を合わせた長期債務残高は、約1,315兆円と見込まれており、先進国では最悪の水準である。コロナ禍で積み上がった財政支援に加え、少子化対策、東アジアの安全保障リスクへの対応など、今後も財政支出拡大への圧力は高まっている。

令和5年度の国税収入は前年度に続き過去最高となったが、政府は令和7年度のプライマリーバランスの黒字化を先送りした。社会保障では今後も医療と介護の給付などの支出増が見込まれる中で、負担と給付の適正化を進めるべきである。また、国と地方の役割分担の見直し、地方への財源移譲、行政のDX推進のスピードアップとそれに見合った公務員(国・地方)人員の効率的な配置及び人件費の抑制や議員数の削減及び歳費等の抑制など行政改革への取組強化を要望する。

3. 中小企業の高齢化への対応として、事業承継制度の制度改正、生前贈与制度の更なる拡充、納税猶予のための条件緩和を要望する

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域の活性化や雇用確保に大きく貢献している。中小企業・小規模事業者にとって経営者の高齢化は大きな課題である中、多くの事業者にも更なるDX化が求められるなど、事業環境の変化への対応は待たないである。

令和7年度改正により事業承継税制の役員就任要件の見直しが図られた。又、平成30年度税制改正で、10年間の特例猶予措置の抜本的な拡充が行われ、本特例制度を適用するためには令和6年3月末までに「特例承継計画」を提出する必要があったが、令和8年3月末まで期限が延長された。平成30年から令和5年までの特例承継計画申請件数は約19,900件であり、制度の利用はコロナ禍明けの令和5年度に大幅に増加したものの全国的な実績数としては十分とは言えず、手続きの一層の簡略化など更なる見直しが必要である。

アンケートでは「相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める」、「事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」、「納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める」など、上位3位までで8割を占める一方、内容は多岐にわたっている。ここまで事業承継税制は大きな見直しがされてきたが、事業承継を促進するため、更なる抜本的な制度改正が必要である。

4. 経済の持続的成長と雇用の創出、少子高齢化と人口減少社会の急進展に応じた抜本的な税体系の見直しを要望する

生産年齢人口（15～65歳未満）が減少する中で就業者の確保は大きな課題である。女性の就業者数の増加などを背景に、配偶者控除や社会保険制度による「収入の壁」と言われる要因に対して、令和7年度税制改正により、基礎控除額と給与所得控除額の引上げや新たに特定親族特別控除が創設され、物価上昇局面の税負担及び就業調整への対応がなされた。しかしながら、一段と人手不足が深刻化する中で個人所得課税については、今後も安定財源を確保した上での抜本的改革が必要である。また、引き続き働く意欲を阻害せず、公平で中立的な税制を構築していくことが求められ、3号被保険者の有り方を含め、税と社会保険両制度からの見直し、更には諸外国に見られるN分N乗方式の導入等、個人所得課税方式全般の抜本の見直しが必要である。

個人金融資産は昨年末、株高を背景に2,230兆円と過去最高になったが、資産の再配分機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進することは経済の活性化に資する。ゆえに、相続・贈与税の抜本的改革が必要である。

5. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入に際しての周知の徹底や、デジタルインボイスなどの普及に向けた周知、サポート体制の構築を要望する

令和5年10月から開始された「インボイス制度」について、負担増加についてのアンケートでは「受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業」、「取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業」、「インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応」と多岐にわたっており、軽減税率の廃止による税率の一本化など、手続きの簡素化に向けた検討も必要と思われる。

また、課税事業者に対する今後の免税事業者との取引についての考え方のアンケートでは、「これまでと変わりなく取引を行う」が回答数1位である一方、「6年間の経過措置が終了するまでは取引を行うがその後は取引を再考したい」、「免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末までは取引を行うが、その後は取引を再考したい」、が続き、免税事業者が排除される懸念について対策が必要と思われる。

また、税務行政のデジタル化促進に則し、インボイスに伴う業務効率化を図るため「電子インボイス（デジタルインボイス）」の普及・活用に向けた周知徹底やe-Tax及びeLTAxの統合等による申告・納税手続きの簡略化を要望する。

6. 固定資産税の抜本的な見直しを要望する

地方の自主財源として大きなウェイトを占めている固定資産税は、その取収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われている。一方、負担感の高まりなどから、抜本的な見直しが必要との意見がある。固定資産税の見直しについてアンケートでは「償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す」、「商業地等の宅地の評価方法を見直す」、「免税点を大幅に引き上げる」などが上位を占めている。償却資産（事業用資産）への課税廃止や収益性や経過年数を考慮した評価方法に見直すなど、抜本的な改革が必要である。

以上

<各 論>

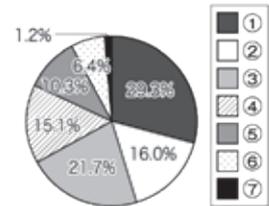
【中小企業向け税制】

<法人税の軽減税率の本則化、及び雇用拡大・賃金上げを促進する税制の拡充など、経営活性化に資する税制措置の拡充を要望する>

中小企業向け税制のアンケートでは「法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化」29.3%、「雇用拡大・賃金上げを促進する税制の拡充」21.7%、「設備投資・研究開発を促進する税制の拡充」16.0%となっており、多岐にわたっての改正、拡充を広く求める回答となっている。

- ①法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- ②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③雇用拡大・賃金上げを促進する税制の拡充
- ④役員給与の損金算入の拡充
- ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
埼玉県連	1,093	596	808	563	385	237	46



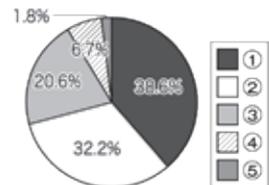
【法人関係/企業の賃上げ】

<深刻な人手不足、物価高を背景に、企業の賃上げへの意向は高まっている>

政府は、「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっている。令和6年度税制改正にて、中小企業における賃上げ促進税が強化され、一定以上の賃上げ等を行った場合、給与等支給増加額の最大45%を税額控除出来る措置に拡充された。今年の賃上げについてアンケートは「賃上げをする」38.6%、「賃上げを検討したい」32.2%となっており、「賃上げは難しい」は20.6%となっており、全体的には賃上げへの意向は高まっている。

- ①賃上げをする
- ②賃上げを検討したい
- ③賃上げは難しい
- ④賃上げをするか決めていない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	608	507	324	106	29



【法人関係/価格転嫁】

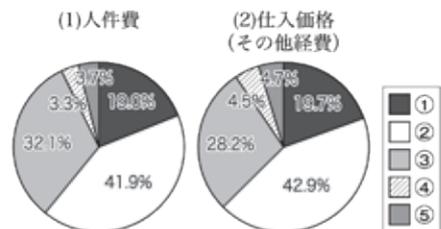
<人件費や仕入価格などの上昇分を商品・サービス価格に十分転嫁できていない状況>

人件費や仕入価格などの上昇分の商品・サービス価格への転嫁に対するアンケートでは、人件費は「多少であるが価格転嫁できている」が41.9%、「価格転嫁できていない」が32.1%であった。また、仕入価格等では、「多少であるが価格転嫁できている」は42.9%、「価格転嫁できていない」は28.2%であった。それぞれ十分な転嫁が出来ていない状況であり、政府による、企業が適正な価格交渉を行いコスト上昇分を適切に転嫁できる環境整備が求められる。

(1) 人件費

- ①おおむね価格転嫁できている
- ②多少ではあるが価格転嫁できている
- ③価格転嫁できていない
- ④価格転嫁はしない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	298	657	504	51	58



(2) 仕入価格（その他経費）

- ①おおむね価格転嫁できている
- ②多少ではあるが価格転嫁できている
- ③価格転嫁できていない
- ④価格転嫁はしない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	309	673	443	70	74

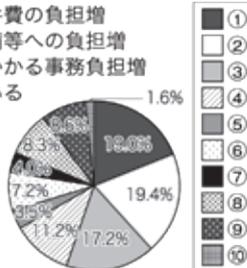
【消費税/インボイス制度①】

＜課税事業者の方へのインボイス制度導入後2年目に際してどのような負担が増えたかについてのアンケートでは、「受領した請求書がインボイスの要件を満たしているかの確認作業」の回答が最も多い＞

アンケートでは、「受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業」19.4%、「取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業」19.0%、「インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応」17.2%、「会計帳簿の記入や会計ソフトの操作」11.2%、「消費税の申告・納税にかかる事務負担増」8.3%、など内部・外部要因ともに多岐にわたっており、一方「特に問題なく対応できている」は8.6%に留まっている。具体的な処理事例や導入に際した国の補助金制度及び、業務効率化を図る為の、電子インボイス（デジタルインボイス）の普及・活用に向けた周知を要望する。

- ①取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ②受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤従業員への社内教育・研修
- ⑥事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧消費税の申告・納税にかかる事務負担増
- ⑨特に問題なく対応できている
- ⑩その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
埼玉県連	591	605	536	350	110	225	124	259	269	49



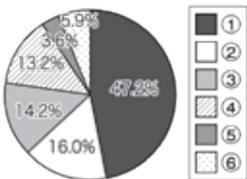
【消費税/インボイス制度②】

＜課税事業者の方への今後の免税事業者との取引についてのアンケートでは、「これまでと変わりなく取引を行う」の回答が最も多い。一方、「6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい」は13.2%であり、免税事業者が事業取引から排除されないよう配慮が必要である＞

アンケートでは、「これまでと変わりなく取引を行う」47.2%、一方「6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい」13.2%となっている。免税事業者が事業取引から排除されないように配慮が必要である。

- ①これまでと変わりなく取引を行う
- ②課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制している
- ③免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい
- ④6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい
- ⑤簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響しない
- ⑥その他

	①	②	③	④	⑤	⑥
埼玉県連	718	243	216	201	54	89



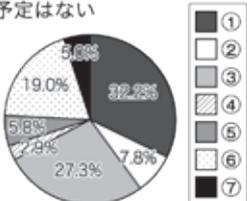
【事業承継/後継者の決定状況】

＜事業承継を予定する事業者は全体の7割弱。廃業・売却予定は少数であるが、事業承継の選択肢の多様化などにつながる新たな税制猶予措置の検討などが必要＞

経営者の高齢化による事業承継問題は中小企業の大きな課題となっている。会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等についてのアンケートでは、「子や子以外の親族に事業承継する」32.2%、「親族外に事業承継する」7.8%に、「後継者は決まっていない」27.3%を加えると、承継する形態を考えている事業者は7割弱で「当面、事業承継を行う予定はない」は19.0%、となっている。一方、「事業承継はせず廃業する」5.8%、「事業を売却する」2.9%、と事業を継続しない形態の考えは少数となっている。引き続き事業承継の選択肢の多様化などに繋がる、新たな税制猶予措置の検討が必要である。

- ①子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ②親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ③後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
- ④事業を売却する
- ⑤事業承継はせず廃業する
- ⑥当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
埼玉県連	506	123	429	45	91	298	78



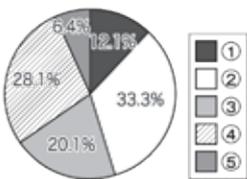
【事業承継/事業承継税制】

＜事業承継税制の制度改正、生前贈与制度の更なる拡充、納税猶予のための条件緩和を要望する＞

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じている。本制度の改正では、納税猶予制度の特例措置において役員就任要件の見直しが行われた。今後の事業承継税制について特に重視すべき点のアンケートでは「相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める」33.3%、「事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」28.1%、「納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める」20.1%、に対し、「これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する」12.1%という回答に留まり、さらなる制度改正、納税猶予のための条件緩和を要望する。

- ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
- ④事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	257	709	428	598	137



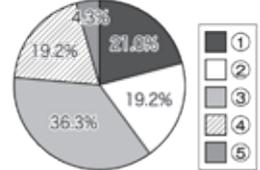
【地方税 / 固定資産税】

＜固定資産税の負担感は強く、抜本的見直しが必要＞

固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていた。その一方で、負担感の高まりに伴って抜本的な見直しが必要との意見がある。固定資産税の見直しについてアンケートでは「償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含め見直す」36.3%、「商業地等の宅地の評価方法を見直す」21.0%、「家屋の評価方法を見直す」19.2%、「免税点を大幅に引き上げる」19.2%、という回答結果であり、引き続き多岐にわたる抜本的見直しを要望する意見がある。

- ①商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ②家屋の評価方法を見直す
- ③償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④免税点を大幅に引き上げる
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	492	449	850	449	100



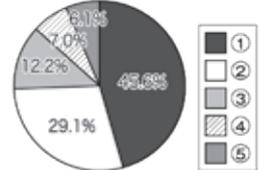
【所得税 / 基礎控除等】

＜物価上昇局面における税負担の調整や就業調整対策の観点から所得税の基礎控除と給与所得控除の引上げが行われたが、安定財源を確保した上でのさらなる引上げを要望する＞

物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保証額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大される。国民民主党はさらなる引上げ（178万円）を求めている。アンケートでは、「国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき」45.6%、「安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引上げに賛成」29.1%等、7割超の方々がさらなる引上げを望んでいる。安定財源を確保した上でのさらなる引き上げを要望する。

- ①国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
- ②安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引上げに賛成
- ③今回の改正で十分である
- ④課税最低限の引き上げには反対
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	714	456	191	109	96



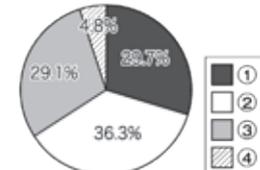
【厚生年金の適用範囲の拡大】

＜現状以上の厚生年金の適用範囲拡大には抵抗感が強い＞

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっているが、2035年までに段階的に企業規模要件を撤廃していく事が議論されている。アンケートでは、「企業負担が増えるので反対である」36.3%、一方「人材を確保するためにはやむを得ない」29.7%、となっている。人材を確保するためには、現状程度の社会保険の適用範囲はやむを得ないとされているが、小規模事業者への拡大は抵抗感が強く、適用範囲拡大については十分協議されることを要望する。

- ①人材を確保するためにはやむを得ない
- ②企業負担が増えるので反対である
- ③この段階では判断できない
- ④その他

	①	②	③	④
埼玉県連	467	571	457	76



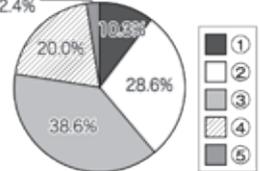
【厚生年金の企業負担割合】

＜現状以上の厚生年金の企業負担増加には抵抗感が強い＞

新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減」措置として、労使折半となっている保険料を年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組みが検討されている。アンケートでは、「企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である」38.6%、一方、「企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい」28.6%、「この段階では判断できない」20.0%となっている。社会保険料の負担増は、特に中小企業にとって大きな経営課題であり、厚生年金の企業負担増加については十分協議されることを要望する。

- ①人材確保につながるので企業側がより多く負担してもよい
- ②企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい
- ③企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である
- ④この段階では判断できない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	162	449	605	314	38



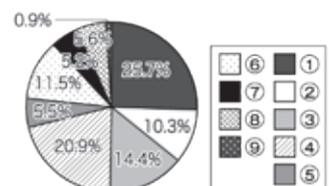
【行財政改革】

＜人口減社会に備えた「スマート自治体」の整備、国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲の早期確立、国に多くの財源を依存する体質の見直しが必要＞

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われていない。行財政改革を推進するために、国・地方においてはどの項目を中心に見直すことが望ましいかのアンケートでは、「無駄な予算の排除や歳出の効率化」25.7%、「議員数の削減および歳費等の抑制」20.9%、「公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制」14.4%、「特殊法人や独立行政法人の見直し」11.5%、「国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲」10.3%、「積極的な民間活力の導入」5.6%、「客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証」5.5%、「デジタル化による業務改革」5.2%となった。コロナ禍で表面化した自治体や医療機関での連携不足などは、国と地方の役割分担の曖昧さが根源にある。又、将来の人口減社会に備え「AI」などを活用したスマート自治体の整備などと同時に、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存しているような体質から早期に脱するような抜本的な見直しが必要である。

- ①無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ②国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦デジタル化による業務改革
- ⑧積極的な民間活力の導入
- ⑨その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
埼玉県連	1,006	403	563	820	216	450	204	219	35



第13回定期総会開催

(5月28日(水) 於:ホテル・ヘリテージ飯能)

■新会長に、齋藤 栄作 氏 就任

「第13回定期総会」が5月28日(水)午後2時より、ホテル・ヘリテージ飯能において小林所沢税務署長、横山所沢県税・本谷飯能県税両事務所長はじめご来賓の方々にご臨席をいただき開催されました。

尚、第1号議案「令和6年度収支決算承認に関する件」、第2号議案「任期満了に伴う役員の選任に関する件」は原案通り承認可決されました。議事・報告事項の終了後、会員増強・福利厚生制度に貢献された方々への表彰、功労者表彰、所沢税務署長よりの感謝状贈呈が行われ、その後、ご来賓よりご祝辞をいただきました。

総会終了後には、理事会が開催され、代表理事・業務執行理事・常任理事の選定並びに各委員会の委員長・委員の選任について原案通り承認可決され、新会長に齋藤栄作氏、新副会長に細田浩司氏・照沼 拓氏・吉澤誠十氏が就任、小泉 栄氏は顧問・理事に就任されました。

また理事会終了後、東京大学名誉教授伊藤元重氏をお招きし、記念公開講演会が行われました。

【令和7・8年度役員】(敬称略)

会 長	齋 藤 栄 作	顧問・理事	荻 野 敏 行	理 事	星 野 芳 則
副 会 長	日 向 貴 一	”	小 泉 栄	”	桑 田 五 郎
”	細 田 浩 司	理 事	齊 藤 吉 信	”	木 下 登
”	照 沼 拓	”	石 井 秀 夫	”	石 田 浩 二
”	吉 澤 誠 十	”	上 野 勝 久	”	繁 田 光
常任理事	八 木 正 明	”	二 上 昌 弘	”	宮 崎 正 文
”	五十嵐 俊 昭	”	加 藤 和 伸	”	築 地 千 代 子
”	恒 良 裕 子	”	當 摩 悟 之	”	菅 野 茂 実
”	長 沼 浩	”	近 藤 泰 生	”	久 礼 亮 一
”	木 内 稔	”	本 橋 孝 敏	”	不 破 誠
”	大 附 尚 久	”	沢 辺 亮 一	”	山 畑 雅 浩
”	天ヶ瀬 和 弘	”	大 津 力	”	鈴 木 充 士
”	小谷野 大 典	”	金 子 和 弘	”	半 田 取 文
”	露 木 茂	”	中 川 律 子	監 事	神 田 敬 文
”	石 田 友 克	”	矢 島 崇 行	”	金 子 俊 哉
”	吉 松 賢 司	”	森 孝 史	”	武 藤 一 也
”	小 林 昌 幸	”	高 橋 秀 樹		
”	近 藤 勝 美	”	小久保 富 康		
”	齋 藤 良 徳	”	野 口 功 祐		

【令和7・8年度委員会委員長】(敬称略)

総務委員会	委員長	大 附 尚 久	税制委員会	委員長	齋 藤 良 徳
研修委員会	委員長	小 林 昌 幸	組織委員会	委員長	八 木 正 明
広報委員会	委員長	石 田 友 克	厚生委員会	委員長	露 木 茂



第13回定期総会
小泉会長挨拶



第13回定期総会
議事の様子



第13回定期総会
授賞式



第13回定期総会
小林所沢税務署長ご祝辞

受賞の栄に輝きました方々は次の通りです（順不同・敬称略）

《会 員 増 強》

税 理 士 会：金子 俊哉 永瀬 久
 役員・会員：八木 正明 小久保 富康 木内 稔 鈴木 美枝子 田口 勇男 近藤 泰生
 照沼 拓 町田 喜久男
 金 融 機 関：埼玉りそな銀行 所沢支店 飯能支店 狭山支店 入間支店 武蔵藤沢支店
 飯能信用金庫 所沢支店 新所沢支店 狭山ヶ丘支店 山口支店 小手指支店
 飯能中央支店 東飯能支店 飯能南支店 入曽支店 狭山支店
 狭山西支店 入間支店 入間西支店 仏子支店 武蔵藤沢支店
 黒須支店
 埼玉縣信用金庫 所沢東支店 武蔵藤沢支店
 提携生損保：大同生命保険(株) 所沢営業所 A I G損害保険(株) 埼玉支店

《福利厚生制度》

役員・会員：齋藤 栄作 大津 英輝 田口 勇男 日向 貴一
 生損保推進員：森島 治子 齋藤 美紀 坂倉 裕紀 浅見 早苗 鶴見 隆介 加藤 秀之

《功 勞 表 彰 者》

小泉 栄 田口 勇男 大津 英輝 立川 正幸 杠葉 達夫 齋藤 正明
 五十子 浩基

定期総会記念公開講演会

所沢法人会は、令和7年5月28日（水）、「定期総会記念公開講演会」をホテル・ヘリテイジ飯能に於いて開催しました。当日は所沢法人会会員企業を含め多数ご出席いただき、東京大学名誉教授の「伊藤元重」氏をお招きし、「経済の展望と企業経営」と題しご講演いただきました。

講演で伊藤氏は、日本経済の30年ぶりの大きな転換について下記①～⑤の点について各種具体例を交えながらお話をいただきました。

- ①トランプ政権の影響：トランプ大統領の関税政策が世界の自由貿易制度を揺るがしており、特に「突然の関税引き上げ」と「最恵国待遇の原則を破ること」で、グローバルサプライチェーンが混乱、世界景気そのものに混迷をもたらしている。またトランプ政権の減税政策によってアメリカの双子の赤字が拡大することにより日本が影響を受けるリスクが懸念される。
- ②企業行動：30年間続いたデフレが解消されようとしていることを理解することが重要。名目金利は上昇しているが、実質金利はマイナス金利となっている。企業経営としてこの機会をどう有効活用するかが非常に重要。
- ③物価と賃金：物価については上昇率3%の状況下、価格を据え置く企業・サービスが多数あるが、一方で6%、10%と価格を引き上げている企業がある。価格の引上げは営業の問題ではなく経営の問題。消費の二極化（安売りを求める商品、高い価格を受け入れる商品）が進行している。賃金については、人手不足がポイントであり、賃金を上げないと、人が採用できないという意識を持っている人が増加、賃金が上げられる企業と賃金が上げられない企業の間で極端な差が出てくる。
- ④金融政策と為替相場：利上げはあったとしても急速な利上げはなく、当面実質金利が今のマイナス状態を脱することはない。その意味で金融政策については安心して見ていいと思う。為替動向は、AI等の技術革新はアメリカが強く、均衡為替レートは1ドル130～140円程度。金利差によっては円安方向に振れるが、トランプリスク（強引にドル高是正する）も考慮する必要がある。
- ⑤GXとDX：企業にとってみると、カーボンプライスへの対応をできるだけ早くやればやるほど、より大きなビジネスチャンスになる。GXは日本の経済が成長するための原動力として動き始めており、その中で企業は何をするかということが問われている。また政府は補助金等支援等によりデジタル推進に取り組んでいる。人手不足解消、差別化、顧客との継続的関係構築、資金確保等にデジタルをどう使うかを考える必要がある。

また、講演後の会場からの質問「米国リセッションのリスク」に対しても丁寧にお答えいただきました。会場の参加者は真剣な表情で講演内容に耳を傾け、充実した講演内容となりました。



定期総会記念公開講演会
伊藤元重氏講演

所沢法人会活動報告

令和 7.3.1 ~ 令和 7.6.15

開催日	事業名
3月	4日 入間支部／会員一日研修会 (於:箱根方面)
	17日 新設法人税務研修会 (於:所沢商工会議所 会議室)
4月	4日 所沢支部／新入社員研修 (於:所沢商工会議所 会議室)
	生活習慣病健診 (於:狭山市民会館)
	10日 (於:所沢市民文化センター ミューズ)
	11・17 ・23日 (於:入間市産業文化センター)
	15日 会計監査 (於:所沢商工会議所 会議室)
	17日 監査会 (於:所沢商工会議所 会議室)
	18日 第1回総務委員会 (於:狭山市 ニックス)
5月	21日 女性部会／第1回役員会・監査会 第13回事業報告会 (於:入間市 プリーツ!)
	25日 第1回正副会長会議・第1回理事会 (於:所沢市民文化センター ミューズ)
	8日 パソコン教室 (於:所沢商工会議所 会議室)
6月	16・26日 (於:オンライン)
	9日 第13回狭山支部事業報告会 (於:狭山市 ニックス)
	13日 第13回所沢支部事業報告会 (於:所沢市 掬水亭)
	青年部会／第1回役員会・監査会 第13回事業報告会 (於:入間市 プリーツ!)
	15日 第13回飯能支部事業報告会 (於:飯能市 ホテル・ヘリテイジ)
	22日 第13回入間支部事業報告会 (於:入間市 プリーツ!)
	所沢支部／「経理のすべて」セミナー (於:所沢商工会議所 会議室)
28日 第13回定期総会・臨時理事会 記念公開講演会 (於:飯能市 ホテル・ヘリテイジ)	
7月	2日 第2回正副会長会議 (於:入間市 魚いち)
	法人税・消費税申告説明会 (於:所沢税務署 会議室)
	2日 (於:入間市産業文化センター 会議室)
	3日 (於:狭山市民会館 会議室)
	4日 (於:飯能商工会議所 会議室)
	5日 第1回税制委員会 (於:狭山市 ニックス)



新設法人税務研修会



第1回総務委員会



女性部会／第1回役員会



女性部会／第13回事業報告会



第1回理事会



パソコン教室



青年部会／第1回役員会



青年部会／第13回事業報告会



第2回正副会長会議



法人税・消費税申告説明会



第1回税制委員会



所沢法人会 新入会 会員紹介

●令和7.3.1～6.15

※情報公開に同意いただいた新会員様のみ掲載

支部	会員名	住所	支部	会員名	住所
所沢支部	クローバー福祉タクシー	所沢市中新井1-805-1	飯能支部	(特非)名栗カヌー工房	飯能市下名栗1817-9
	(株)VISELINK	所沢市東所沢4-4-5		(株)JOY	飯能市緑町17-13 グリーンベル103
	(株)JNワークス	所沢市緑町2-17-4-208		(税)吉島会計事務所	飯能市南町2-2
	まいたーる所沢	所沢市上新井5-8-4		榎本造園	飯能市岩沢67-1
	(株)フーテックジャパン	所沢市小手指町3-26-7	狭山支部	奥村指圧治療院	狭山市入間川3-18-6 オオツカビル402
	(株)高進ハイテック	所沢市くすのき台3-4-7 カンファリエA 302号室		和菜 克	狭山市新狭山3-10-18 田口ビル103
	(株)二上家	所沢市北原町936-5		オートガレージHAP	狭山市新狭山2-6-29 EXCEED新狭山105
	(医)彩の国元気会 上新井くろかわクリニック	所沢市上新井1-25-10		(株)友信工業	狭山市根岸656
	(株)ケーオネスト	所沢市上新井1-22-1	入間支部	渡辺 泰之	入間市花ノ木176-2
	ユニバーサル建築デザイン工房	所沢市山口5186-1 グランコート所沢206	その他	行政書士 山岡正典事務所	川越市今福1288-6
(株)幸喜	所沢市宮本町2-4-4	(株)エステル		清瀬市松山1-13-2	
飯能支部	半田 収	(株)K'sマネージメント		新宿区四谷4-8 グランヴィクトリアIV 2階	

第46回 7つの間違い探し

右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？



作者紹介

神谷一郎
(かみや・いちろう)

専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

■プレゼント

全問正解者の中から抽選で5名様にQUOカードが当たります。さらに、応募者の中から抽選で5名様に法人会キャラクターグッズをプレゼント。

■応募方法

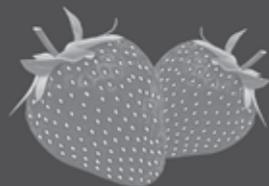
郵便番号・住所・氏名・電話番号・7つの間違いの答えと本誌ご感想や、今後取り上げて欲しい内容等をご記入のうえ、〒359-1121 所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階「(一社)所沢法人会・プレゼント係」宛お葉書にてお申込み下さい。

8月29日(金)消印有効 当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

※ご記入いただいた個人情報は当会にて慎重に取扱い、プレゼントの発送以外の目的では使用いたしません。

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電 にご協力ください。



無理なく

無駄なく

快適に

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。

そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

「法人会」とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織され約70万社の企業が加入しています。

法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に地域に密着した活動を展開しています。

みんなで出来る夏の節電対策

風の通り道を作ろう！



直射日光を避けて涼しい部屋を作ろう！

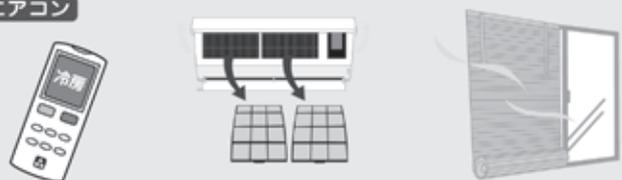


わが家の省エネ・節電メニュー

期間 7月~9月

ライフスタイルに合わせて、無理のない範囲で省エネ・節電に取り組みましょう。
ご家庭ごとに実施できるものをチェックしましょう。

エアコン



室内の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。(右記の節電効果は室内温度を26℃から2℃上げた場合の数値)
※熱中症に気をつけて、無理のない範囲でお願いします。

目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。

日中はすだれ、よしず、カーテンなどで窓からの日差しを和らげましょう。

節電効果 (削減率) 5.4%

節電効果 (削減率) 1.9%

照明



リビング等の部屋の明るさを下げましょう。

不要な照明は消しましょう。

節電効果 (削減率) 2.5%

節電効果 (削減率) 1.5%

冷蔵庫



冷蔵庫の冷やしすぎを避け(強→中)、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。
※食品の傷みにはご注意ください。

壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。

節電効果 (削減率) 1.2%

みんなで節電アクション!



OFF!

ON OFF

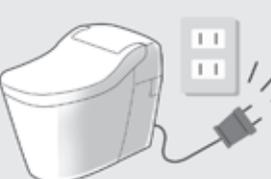
テレビ



省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。見ていない時は消しましょう。

節電効果 (削減率) 2.0%

温水洗浄便座



温水のオフ機能、タイマー節約機能を利用しましょう。機能が無い場合、使わないときはコンセントからプラグを抜きましょう。

節電効果 (削減率) 0.3%

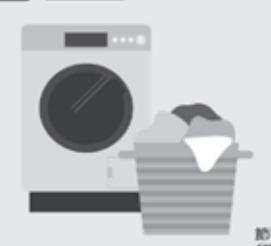
待機電力



リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう。(テレビ、パソコン、プリンターなど)

節電効果 (削減率) 0.5%

洗濯機 乾燥機



洗濯は容量の8割以上を目安にまとめて洗いをしましょう。

衣類乾燥機(洗濯機の乾燥機能含む)や浴室乾燥機は、部屋干しと併用して使用時間を短くしましょう。

節電効果 (削減率) 0.4%

節電効果 (削減率) 0.4%

「節電効果」は点灯帯(19時頃)の家庭の電力使用量に対する節電効果の概算値です。
地域・時間帯により節電効果は変動します。

出典: 経済産業省 省エネポータルサイト

一般社団法人所沢法人会
女性部会



法人会「いちごプロジェクト」サイトはこちら →





**重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります**

総合型V Tタイプ
(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

**1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。**

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社
〒359-8501 埼玉県所沢市元町27-1
 TEL 04-2003-2261



AIG損害保険株式会社
埼玉支社/埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
 TEL 048-641-4050

F-2019-1016 (2019年8月27日)
19-C73026 2021-6





**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
 お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
 アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



「生きる」を創る。



(引受保険会社)
アフラック 埼玉総合支社 法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。